

(案)

船員に関する特定最低賃金（海上旅客運送業最低賃金）の改正について

海上旅客運送業最低賃金の改正について、下記のと通りの結論とする。

記

海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（事務部職員を除く。）「244,050 円」を「245,350 円」に、事務部職員「189,950 円」を「191,250 円」に、部員「182,600 円」を「183,900 円」にそれぞれ改正することが適当である。